

農政対策資料
平成31年2月

農政をめぐる情勢

目 次

- | | |
|----------------------|----|
| I 農地中間管理事業法改正案が閣議決定 | 1 |
| II 豚コレラ拡大防止に対する経営支援策 | 12 |

J A 愛知中央会

今月号のあらまし

I 農地中間管理事業法改正案が閣議決定

1月29日、農水省は自民党農林合同会議で、通常国会に提出予定の4法案の概要を示した。農地中間管理事業法改正案では、農地の集積に際して、現行では2つの計画（市町村の集積計画と機構の配分計画）が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みが示された。

2月12日、政府は農地中間管理事業法改正案を閣議決定した。政府・与党は農水関係4法案のうち、中間管理事業法改正案を予算関連法案に位置付け、最優先で成立を目指すとみられている。ただし、4月末からの10連休や、7月の参院選の影響により、例年以上に短い審議時間となることが予想されている。

II 豚コレラ拡大防止に対する経営支援策

9月9日、岐阜県の養豚場で、国内で26年ぶりの豚コレラの患畜が確認された。1月末までに岐阜県で7例確認され、2月以降、愛知県、長野、滋賀、大阪の5府県で発生が確認されている。

2月20日、愛知県の大村知事は豚コレラで被害を受けた養豚農家で懸念される経営悪化に対する緊急対策として、「つなぎ融資」を速やかに実施するための経営支援策を創設することを発表した。

| 農地中間管理事業法改正案が閣議決定

— 集積計画のみで権利設定が可能に —

1. 国会の開会

- 1月28日、通常国会が召集され、安倍首相は施政方針演説を行った。農林水産政策では2014年1月の通常国会の施政方針演説で「農政の大改革を進めていく」と宣言して以降9回連続で言及していた「改革」の文言が消えている。(詳細は別紙1の通り)
- また、「農地バンクの手続を簡素化します。政権交代前の三倍、六千億円を上回る土地改良予算で、意欲と能力ある担い手への農地集積を加速し、生産性を高めます。」と述べ、農地中間管理事業の見直しに言及した。
- 29日、農水省は自民党農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議(以下、自民党農林合同会議)で、通常国会に提出予定の4法案の概要を示した。

【通常国会に提出が予定される農林水産関連法案】

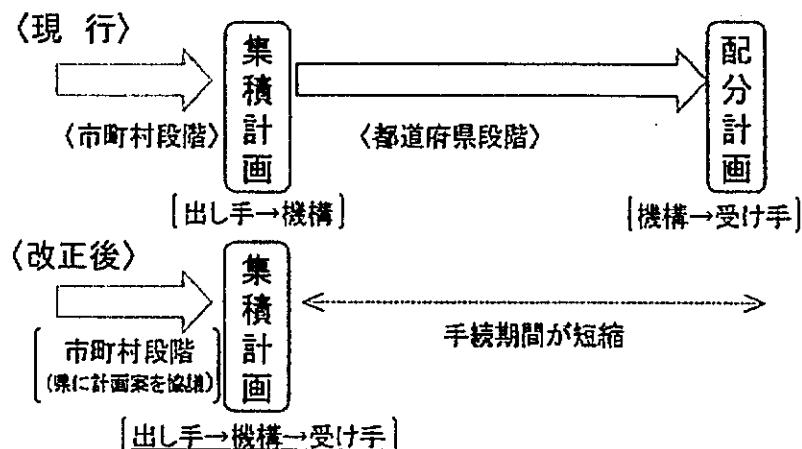
- | | |
|---------------|--------------------|
| ・農地中間管理事業法改正案 | ・農業用ため池管理・保全法案 |
| ・国有林野管理経営法改正案 | ・特定農産加工業経営改善措置法改正案 |

(詳細は別紙2の通り)

2. 農地中間管理事業法の見直しについて

- 1月30日、自民党農林合同会議で、法律骨子や、昨年11月の「取りまとめ」と法令等による具体化の内容の対照表、機構集積協力金交付事業関連予算等が提示された。(詳細は別紙3の通り)
- 骨子において、人・農地プランの実質化として、「農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者について年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報の提供に努めること」とされた。
- 農地の集積に際しては、現行では2つの計画(市町村の集積計画と機構の配分計画)が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みが示された。

【農水省が示す集積計画による一括処理のイメージ】



- なお、現行の農業経営基盤強化促進法第18条第5項において、市町村は農業協同組合、農用地利用改善団体、土地改良区が集積計画の作成を申し出たときはその申出の内容を勘案するとされており、この規定は上記の仕組みによる集積計画にも適用される。
- また、農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業に統合一体化に関して以下の措置が講じられることとされた。

【農地の集積・集約化を支援する体制の一体化に関して講じられる措置】

- ・機関が配分計画の案の提出等を求めることができる対象に、農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加する（省令で現存農地利用集積円滑化団体のうち実績のある者を指定の基準として定める予定）。
- ・農地中間管理事業の実施地域について、農地利用集積円滑化事業と同様に、市街化区域外の区域に拡大する。
- ・旧円滑化団体が、機関に対して、農地売買等事業のために借り受け、貸し付けていた農用地等に係る権利及び義務を機関の公告により一括して承継する仕組みを設ける等、旧円滑化団体に係る所要の経過措置を定める。

- 施行期日については内容に応じて、公布日から①半年以内と②1年3か月以内の2段階とされた。

【2段階の施行期日とその内容】

①公布日から半年以内：下記以外の改正事項

②公布日から1年3か月以内：

農地利用集積円滑化団体の統合一体化（JA等が配分計画案を作成できる仕組みの創設を除く）や都道府県等が認定農業者を認定する仕組みに関する改正事項

- 出席議員から配分計画を策定できる「実績」の基準について、意見があり、農水省は「どういう基準、原則・例外とするかは現在検討中」「数字だけで判断するのは難しいため、その他事項も勘案しつつ、地域実態に合わせた内容にしていきたい。」とした。（与党協議での主な意見は別紙4の通り）
- また、業務の委託費についても意見があり、農水省は「委託費の支払いについては、各県に運用を一任しているが、各県の状況を見極めながら指導を行っていく。」とした。
- 2月5日、自民党農林合同会議で、人・農地プランの実質化や、集積計画による一括処理、農地中間管理事業に統合一体化に関する内容も含めた条文案等が示された。（関連条文案抜粋は別紙5の通り）
- 出席議員からは了承する旨の意見があったが、中山間地での対応が難しいことが言及され、江藤拓議員から棚田法案を今国会に提出しようとしている旨が説明された。
- 12日、政府は、農地中間管理事業法改正案を閣議決定した。吉川農相は、同日の記者会見において「農地バンクの手続きを簡素化するとともに、農地バンクとJA、農業委員会などの地域の関係組織が、一体となって推進する体制を構築する」と述べた。
- 同日に農業用ため池管理・保全法案が、15日に国有林野管理経営法改正案、特定農産加工業経営改善措置法の改正案が自民党農林合同会議において了承され、国会提出予定農林4法案全てが自民党で了承された。

3. 今後の動きについて

- 政府・与党は農水関係4法案のうち、中間管理事業法改正案を予算関連法案に位置付け、最優先で成立を目指すとみられている。ただし、4月末からの10連休や、7月の参院選の影響により、例年以上に短い審議時間となることが予想されている。

第198回通常国会における安倍首相の施政方針演説（農林水産関係抜粋）

(略)

四 地方創生

(農林水産新時代)

安全でおいしい日本の農産物にも、海外展開の大きなチャンスが広がります。農林水産品の輸出目標一兆円も、もう手の届くところまできました。

同時に、農家の皆さんのお困り事にもしっかりと向き合います。二次補正予算も活用し、体質改善、経営安定化に万全を尽くします。

素晴らしい田園風景、緑あふれる山並み、豊かな海、伝統ある故郷(ふるさと)。我が国の国柄を守ってきたのは、全国各地の農林水産業です。美しい棚田を次の世代に引き渡していくため、中山間地域への直接支払などを活用し、更に、総合的な支援策を講じます。

農こそ、国の基です。

守るためにこそ、新たな挑戦を進めなければならない。若者が夢や希望を持って飛び込んでいける「強い農業」を創ります。この六年間、新しい農林水産業を切り拓くために充実させてきた政策を更に力強く展開してまいります。

農地バンクの手続を簡素化します。政権交代前の三倍、六千億円を上回る土地改良予算で、意欲と能力ある担い手への農地集積を加速し、生産性を高めます。

国有林野法を改正します。長期間、担い手に国有林の伐採・植林を委ねることで、安定した事業を可能とします。美しい森を守るために、水源の涵養、災害防止を目的とした森林環境税を創設します。

水産業の収益性をしっかりと向上させながら、資源の持続的な利用を確保する。三千億円を超える予算で、新しい漁船や漁具の導入など、浜の皆さんの生産性向上への取組を力強く支援します。

平成の、その先の時代に向かって、若者が自らの未来を託すことができる「農林水産新時代」を、皆さん、共に、築いていこうではありませんか。

(略)

第198回国会（常会）提出予定法案

農林水産省 総計 4件（うち※ 1件、その他 3件）

| 予算 関連 | 件 名 | 要 旨 | 備 考 |
|----------|-------------------------------|---|---------------------|
| ※ | 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案 | 農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講ずる。 | |
| | 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案（仮称） | 農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ぜることができることとする等の措置を講ずる。 | |
| | 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案 | 効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るために、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずる。 | |
| | 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案 | 最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長する。 | 期限切れ（平成31年6月30日で失効） |

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の骨子

平成31年1月
農林水産省

1 趣旨

農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構（以下「機構」という。）と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講ずる。

2 法律案の概要

（1）地域における農業者等による協議の場の実質化

農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者について年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報の提供に努めること及び協議における農業委員会の役割を明確化する。（機構法）

（2）農地中間管理機構の仕組みの改善

- ① 機構による担い手への農用地等の貸付けについては、機構が借受けと貸付けを同時にを行う場合には、農用地利用配分計画（以下「配分計画」という。）によらず、農用地利用集積計画のみに基づき行うこととする。（機構法）
- ② 配分計画の認可申請後の縦覧等の手続を廃止し、事前に利害関係人への意見聴取を行えば足りることとする。（機構法）
- ③ 機構への利用状況報告について、毎年の報告義務を廃止し、機構から求められた場合に報告すれば足りることとする。（機構法）
- ④ 機構の業務委託に関し、都道府県知事があらかじめ指定した者に対する農用地等の管理等については、都道府県知事の承認を不要とする。（機構法）
- ⑤ 機構が、遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずれば貸付けが見込まれる場合は、当該措置を講ずるよう促すべきことを事業規程で明確化する。（機構法）

（3）農地の集積・集約化を支援する体制の一体化

農地利用集積円滑化事業について、以下の措置を講じた上で、農地中間管理事業に統合一体化する。（基盤法）

- ① 機構が配分計画の案の提出等を求めることができる対象に、農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加する（省令で改正法の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体（以下「旧円滑化団体」という。）のうち実績のある者を指定の基準として定める予定）。（機構法）
- ② 農地中間管理事業の実施地域について、農地利用集積円滑化事業と同様に、市街化区域外の区域に拡大する。（機構法）
- ③ 旧円滑化団体が、機構に対して、農地売買等事業のために借り受け、貸し付けている農用地等に係る権利及び義務を機構の公告により一括して承継する仕組みを設ける等、旧円滑化団体に係る所要の経過措置を定める。（改正法附則）

（4）担い手の確保等農地の利用集積・集約化を促進するためのその他の措置

- ① 認定農業者制度について、以下の措置を講ずる。

- (イ) 複数の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画については、市町村の認定事務を都道府県知事又は農林水産大臣が処理する仕組みを創設する。(基盤法)
- (ロ) 農地所有適格法人に出資している会社の役員が認定を受けた農業経営改善計画に従って出資先の農地所有適格法人の役員を兼務する場合には、役員の常時従事者要件を緩和する仕組みを設ける。(基盤法)
- ② 青年等就農資金について、その償還期限を「十二年以内」から「十七年以内」に延長するとともに、これに対応して政府が行う公庫に対する利子補給金の支給可能年限を「十五年度以内」から「二十年度以内」に延長する。(基盤法)
- ③ 農用地利用規程において、農地の所有者等の3分の2の同意を得て利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、担い手へ農地の利用集積・集約化を促進する仕組みを創設する。(基盤法)
- ④ 農地転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。(農地法)
- ⑤ その他所要の規定を整備する。

3 施行期日

- (1) 農地利用集積円滑化団体の統合一体化関係及び都道府県知事等による農業経営改善計画の認定関係については、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (2) その他の改正事項については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 農地中間管理機構が平成26年に事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇したが、更に事業を加速化する必要。
- 今後は新たに地域の話合いから始めて農地の集積・集約化の気運を高める必要がある地域、担い手が不足する地域に手を付ける必要があるので、関係者が一体となって推進する体制を構築する必要。

法律案の概要

I 地域における農業者等による協議の場の実質化【中間管理法の改正】

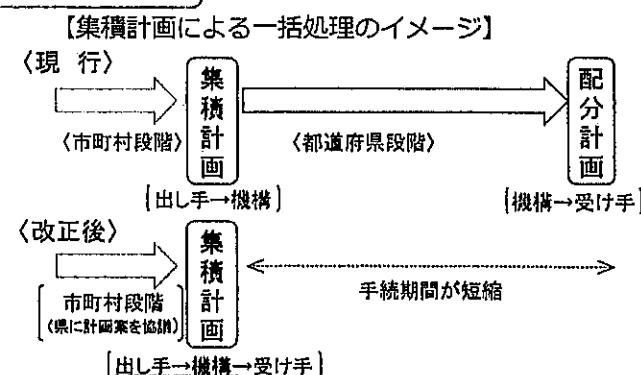
地域協議は、農業者の年齢等を地図に記載した上で行うこと及び農業委員会の役割を明確化する。

II 農地中間管理機構の仕組みの改善【中間管理法の改正】

- ア 機構による農地の借入れ・転貸について、現行では2つの計画(市町村の集積計画と機構の配分計画)が必要となるが、市町村の集積計画のみで一括して権利設定を可能とする仕組みを創設する。

イ 機構の配分計画の縦覧を廃止する。

ウ 農地の受け手に対する利用状況報告の義務付けを廃止する。



III 農地の集積・集約化を支援する体制の一体化【中間管理法、基盤強化法の改正】

農地利用集積円滑化事業について、次の措置を講じた上で、中間管理事業に統合一体化する。

- ア 機構が配分計画案の作成等を求められる者に農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加し、実績のある旧円滑化団体が配分計画の案を作成できるようにする。
- イ 機構の事業実施区域を、円滑化事業と同様に「市街化区域以外の区域」に拡大する。
- ウ 機構が円滑化団体の契約関係を簡易な手続で承継できるようにする。
- エ 統合一体化関係の改正事項(アを除く。)の施行期日を公布日から1年3か月以内とし、十分な移行期間を設ける。(なお、他の項目の施行期日は、原則、公布日から6か月以内。)

IV 担い手の確保等【基盤強化法、農地法の改正】

(1) 認定農業者制度について、次の措置を講ずる

- ア 担い手の活動範囲に応じ、市町村の認定事務を都道府県又は国が処理する仕組みを創設する。
- イ 役員のグループ会社間での兼務といった農業経営上のニーズに対応するため、認定農業者である農地所有適格法人について、役員の常時従事要件を緩和する。
- (2) 青年等就農資金について、その償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長する。
- (3) 農用地利用規程において、利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限定することにより、農用地の利用の集積・集約化を促進する仕組みを設ける。
- (4) 農地の集積・集約化を促進するため、農地転用の不許可要件として、地域における担い手に対する農地の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加する。

〈KPI〉 2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
(2013年度末:48.7% → 2017年度末:55.2% → 2023年度:8割)

与党協議での主な意見（主旨抜粋・農地中間管理事業法の見直し関連）

1月29日自民党農林会合同会議

【坂本哲志・衆（熊本）】

- 農地中間管理機構が上手くいくかどうかは、市町村がつくる集積計画に影響される。今回一本化して、しっかりとした集積計画を立て、計画を進めいくためには、マンパワーが必要でありそのためには予算も必要である。

⇒（農水省）

- ・マンパワー確保に向けて予算面でも様々な手当てをする。

【山田俊男・参（全国）】

- 今後はJA・法人・市町村・都道府県の役割分担を適切に詰めていただきたい。経費の問題も整理する必要がある。この見直しは日本農業にとって大切なことである。

1月30日自民党農林合同会議

【古川康・衆（比例九州）】

- 体制の一体化について、これからは地域・関係団体と総力をあげて対応していかなければいけないと思う。“実績”のあるところはOKということか。

- 業務の委託費について、市町村からJA等への委託が基本になると思うが、現場から委託費に対する不安が多い。今まで赤字でも事務を引き受けているJAもあるが、JAにも事務に割ける人員等、余裕がなくなってきているのも事実。コストについては、きちんと賄われるべきかと思う。

⇒（農水省）

- ・“実績”について当初、一定の基準を設け、例外があるのであれば特例等を設けるなどで対応しようと考えていたが、それでは現場の実態に合わないかもしれないのではと今考えている。現時点で、キチッと「一定」ということにはしないが、どういう基準、原則・例外とするかは現在検討中である。
- ・委託費の支払いについては、各県に運用を一任しているところ。しかし、多方から委託費についてのご意見はいただいているため、各県の状況を見極めながら指導を行っていく。

【野村哲郎・参（鹿児島）】

- 「一定の実績」については、昨日の役員会においても議論となった。また、地元でも、「基準が出されたときに、自分の地域が排除されるのではないか」懸念が広まりつつある。地域実態に即した基準にしてほしい。

【藤木眞也・参（全国）】

- 人・農地プランは実効性に欠けるという声が根強い。今回の見直しに併せて、機能する仕組みにしてほしい。また、JAにも地域営農ビジョンがある。マッチングがうまくいけば、一層の集積・集約化が図れるのではないだろうか。

【舞立昇治・参（鳥取・島根）】

- 配分計画案作成主体の基準設定について。検討状況は白紙に近いとのことだが、JA等円滑化団体に詳細な調査を行い、実績の有無を確認してはどうか。
- 現場とのコミュニケーションを密に行える、やる気ある団体は事業に参画できるように配慮するべきではないか。
- 人・農地プランの実質化ということで、農地の集約化は機構事業が肝になると思うが、これからは肝が県・機構ではなく市町村に行くのか。責任関係が曖昧のままであると、「一体的な推進体制を構築する」という姿は実現できない。地域によって事業の中心的役割を果たす者は様々であるが、責任関係についてしっかりと現場が認識できるように整理してほしい。

⇒（農水省）

- ・人・農地プランは我々の問題意識の根幹であるため、形式的なものにならないよう努めたい。地域営農ビジョンについては、団体とも話をしている。名は違えど、中身は一緒で、現場では一体的に取り組めればと思っている。
- ・円滑化団体の実績について調査は行っているが、実態を出てくる数字だけで判断するのは難しいため、その他事項も勘案しつつ、地域実態に合わせた内容にしていきたい。
- ・責任関係について。人・農地プランの作成主体は市町村としているため、最終責任は市町村に帰属する。また、先の5年を見ると、地域における話し合いが低調であれば、機構の活用も低調であるということが分かっている。それをふまえると、まず「地域レベル（JA・土地改良等も想定）を核」にするという考え方を持っているところ。各町村階級で実際に農地を動かせる者を法律の施行に併せて、この地域は団体A、B・・といったように対応していきたい。悉皆的に調べていきたい。

2月5日自民党農林合同会議

【泉田裕彦・衆（新潟）】

- 条文に関して、異存はない。一方で、重要なのは中山間地（棚田が広がる地域）で雪に埋もれるような所において、高収益作物への転換がはかりにくいという状況を考えること。そのような土地に、この法案で耕作放棄地の発生を止めることができるかというと、難しいと思う。

【野村哲郎】

- 江藤先生を中心に棚田法案を今国会に提出しようとしている。座長の江藤先生より補足説明をしていただきたい。

【江藤拓・衆（宮崎）】

- 農林水産政策ではなく「国の意思として」棚田ないし、地域を守ることをすすめる。棚田がある地域を支援対象とするような法律としてまとめたい。そのため基本計画の作成は、農水大臣ではなく総理大臣が行うものとして各省対応をしてもらうような法律にしたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律改正条文案抜粋

(計画案の提出等の協力)

第十九条

農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村又は農用地の利用の促進を行う者であって農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するもの(以下この条において「市町村等」という。)に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

- 2 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村等に対し、その区域に存する農用地等(農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。)について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第五項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。
- 3 市町村等は、前二項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。

(農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等)

第十九条の二

農地中間管理機構は、一の農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法第十八条第一項の農用地利用集積計画をいう。以下同じ。)において当該農地中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができる。この場合において、当該賃借権の設定等を行うことについて同条第三項第四号の同意をしようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。

- 2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による協議について準用する。この場合において、同条第三項中「農用地利用配分計画を定める」とあるのは「第十九条の二第一項の規定による協議をする」と、同条第四項中「第一項の認可の申請」とあるのは「第十九条の二第一項の規定による協議」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る農用地利用集積計画が第十八条第五項第一号及び第二号の要件に該当すると認めるときは、これに同意するものとする。

(略)

(農業者等による協議の場の設置等)

第二十六条

(略)

- 2 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるように努めるとともに、当該協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するように努めるものとする。

(略)

II 豚コレラ拡大防止に対する経営支援策

— 愛知県が「つなぎ融資」促進支援策を創設 —

1. これまでの経過

- 9月9日、岐阜県の養豚場で、国内で26年ぶりの豚コレラの患畜が確認された。1月末までに岐阜県で7例確認され、2月以降、愛知、長野、滋賀、大阪の5府県で発生が確認された。(詳細は別紙1の通り)
- 豚コレラ発生に係る生産者支援対策については、9月11日に、農水省より、殺処分された豚の評価額全額の補償や、経営維持・再開にかかる助成措置等が示されていた。(詳細は別紙2の通り)

2. 国の対応

- 2月7日、豚コレラが5府県に拡大したことを受け、自民党は、鳥インフルエンザ等家畜対策本部を開催した。出席した議員からは、原因究明や防疫対策の徹底を求める声が相次いだ。また、発生農家等に対する十分な財政支援や風評被害対策への要望も出された。
- 同対策本部の閉会にあたり、同対策本部長の江藤拓首相補佐官は、「関係自治体、関係者が先の費用を心配し、やれることがあるのにやれないということが一番まずいということは、官邸内でも確認している。やれることは何でもやっていただきたい。我々も努力していきたい。」と述べた。
- 2月7日、安倍首相は参議院予算委員会で、豚コレラの感染防止に向けて「養豚農家の方々が1日も早く安心できるよう、引き続き、やれることはすべてやる」との考え方を示した。
- 2月12日、農水省は、豚コレラ発生に伴い、豚を出荷できなくなった農場へ移動制限や出荷自粛により生じた減収などを補填する新たな経営支援策を発表した。

- 想定する対象は、11府県181農場。そのうち107農場は愛知県にある。(2/13 日本農業新聞)

| 主な支援内容 | 財源規模 |
|---|---------------------------|
| わな等の設置支援 | 岐阜県及び愛知県に 計1,000万円 |
| 野生イノシシの捕獲活動等の支援 | 2,000万円 |
| 防護柵の設置支援 | 岐阜県に1.2億円、 愛知県に6,000万円 |
| 監視対象農場の出荷制限に係る減収対策 ・豚コレラ発生農場と交差汚染の可能性のある全国の農場及び発生農場の周囲で移動制限をかけた農場に対し、移動制限期間の飼料費等の増加分、売り上げの減少分を補填 | 2,000万円 |

(農水省資料は別紙3の通り)

- 2月22日、農林水産省は、野生イノシシに対する経口ワクチンを、豚コレラに感染したイノシシが確認された地域に限定して散布することを決定した。(農水省資料は別紙4の通り)
- 吉川農相は閣議後会見で「岐阜県で新たな感染が確認され拡散防止のためワクチンを使用する時期に来たと判断した。」と述べた。

3. 愛知県の対応

- 2月14日、愛知県は県内2例目となる田原市の養豚団地の豚コレラの発生を受け、緊急対策会議を開催した。
- 大村知事は「農林水産省から、団地内のすべての豚を疑似患畜として殺処分等の防疫措置を講じる必要があるとされた」「国の方針に従い、団地のすべての農場を対象に防疫措置を行う」「日本の畜産、愛知の畜産を守るために、現場において死力を尽くして取り組んでいきたい」と発言した。

(関連資料は別紙5の通り)

- 20日、愛知県は豚コレラが発生した養豚団地の殺処分を完了したと発表した。大村知事は記者会見で「(対応に当たった)国や市、自衛隊、JAなどの皆様に感謝を申し上げる」と述べた。また、農家の経営再建と今後の豚コレラの防疫対策に尽力する旨について述べた。

- 大村知事は豚コレラで被害を受けた養豚農家で懸念される経営悪化に対する緊急対策として、「つなぎ融資」を速やかに実施するための経営支援策を創設することを発表した。(詳細は別紙 6 の通り)
- 具体的には、農家が当面の運転資金を確保しようと金融機関から貸し付けを受ける際、県が当該利子分を負担するとともに、農家が借入金の償還ができなくなったことにより、金融機関が損失を受けたときは当該損失額を県が補償するものである。
- 今後、平成 31 年 2 月定例県議会平成 30 年度補正予算案として提出される予定となっており、大村知事は、「2 月議会開会日（25 日）に追加で提案し、できる限り速やかなご審議とご議決をお願いしたいと考えております。」と述べた。

4. 今後の対応

- JA グループ愛知は、国・県に、豚コレラ発生に係る生産者支援対策の充実等を求めるとともに、行政の対応を踏まえつつ、独自の支援を検討していく。

豚コレラの発生対応(概要)①

平成31年2月18日9時現在

| 発生場所 | 発生日 | 銅鑄頭数※(種別) ※飼育頭数は畜産登録時の頭数 | 防変対応状況(予定は最短の場合) | | | |
|--|-----------------|--------------------------------------|------------------|---------------------|------------------|------------------------------|
| | | | 農林水産省 対策本部 | 防変措置(検査分、消毒等) 開始 | 搬出制限区域 完了 | 28日目 ～ 17日目 ～ 9時 |
| ① 豚一貫農場 (岐阜県岐阜市) | 2018年 9月9日 | 579頭 (繁殖75頭、肥育362頭、子豚142頭) | 9月9日 | 9月9日 6時00分 | 9月11日 14時00分 | 9月29日0時解除 10月10日0時解除 |
| ② 畜産センター公園 (岐阜県岐阜市) | 2018年 11月16日 | 21頭 (子豚21頭) | - | 11月16日 11時00分 | 11月16日 15時00分 | 12月4日0時解除 12月15日0時解除 |
| ③ 畜産研究所 (岐阜県美濃加茂市) | 2018年 12月5日 | 503頭 (繁殖184頭、肥育102頭、子豚217頭) | 12月5日 | 12月5日 5時30分 | 12月7日 15時32分 | 12月25日0時解除 1月5日0時解除 |
| ④ いのしし飼養施設 (岐阜県関市) | 2018年 12月10日 | 22頭 (いのしし22頭) | - | 12月10日 11時30分 | 12月11日 15時56分 | 12月29日0時解除 1月9日0時解除 |
| ⑤ 農業大学校 (岐阜県可児市) | 2018年 12月15日 | 10頭 (繁殖3頭、肥育7頭) | - | 12月15日 20時30分 | 12月16日 15時45分 | 1月3日0時解除 1月14日0時解除 |
| ⑥ 豚一貫農場 (岐阜県関市) | 2018年 12月25日 | 7,861頭 (繁殖751頭、肥育2,410頭、子豚4,700頭) | - | 12月25日 7時30分 | 12月28日 8時10分 | 1月16日0時解除 1月26日0時解除 |
| ⑦ 豚一貫農場 (岐阜県各務原市) と畜場(⑦) (岐阜県岐阜市) | 2019年 1月29日 | 1,662頭* (繁殖127頭、子豚1,535頭) | 1月29日 | 1月29日 9時00分 | 1月31日 7時00分 | 2月18日0時解除 3月1日0時解除予定 |
| | (開運ど畜場) | (係留頭数)148頭* | - | 1月29日 17時45分 | 1月31日 7時00分 | - |
| | (岐阜県本巣市) | (開運巣場) | - | 1月30日 13時20分 | 2月1日 6時50分 | - |
| 豚一貫農場 (愛知県豊田市) | 2019年 2月6日 | 5,620頭* | 2月6日 | 2月6日 午前 | 2月12日 8時00分 | 3月2日0時解除予定 |
| 豚肥育農場(⑦) (愛知県田原市) | (開運巣場) | 1,495頭* (肥育1,495頭) | 2月6日 | 2月6日 13時00分 | 2月10日 21時00分 | - |
| 豚肥育農場(⑦) (長野県宮田村) | (開運農場) | 2,444頭* (肥育2,444頭) | 2月6日 | 2月6日 13時00分 | 2月8日 17時30分 | - |
| ⑧ と畜場(⑦) (長野県松本市) | (開運ど畜場) | (係留頭数)38頭* | 2月6日 | 2月6日 11時00分 | 2月8日 17時30分 | - |
| 豚一貫農場(⑦) (岐阜県恵那市) | (開運巣場) | 4,284頭* (親豚121頭、子豚4,163頭) | 2月6日 | 2月6日 9時00分 | 2月8日 17時10分 | - |
| 豚肥育農場(⑦) (大阪府東大阪市) | (開運巣場) | 737頭* (肥育737頭) | 2月6日 | 2月6日 9時30分 | 2月15日 17時30分 | - |
| 豚肥育農場(⑦) (滋賀県近江八幡市) | (開運巣場) | 699頭* (肥育699頭) | 2月6日 | 2月6日 10時30分 | 2月8日 17時45分 | - |
| ⑨ 豚一貫農場(1戸2巣場) (愛知県田原市) | 2019年 2月13日 | 1,180頭* (繁殖130頭、肥育1,050頭) | 2月13日 | 2月13日 8時00分 | - | *精査中 |
| 養豚田地開運(7戸14巣場)(⑦) (愛知県田原市) | (開運巣場) | 13,420頭* | - | - | - | - |

別紙2

農林水産省

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [消費・安全](#) > [豚コレラについて](#) > 豚コレラ発生に係る生産者支援対策等

豚コレラ発生に係る生産者支援対策等

ツイート

印刷

平成30年9月11日更新

担当:消費・安全局動物衛生課

農林水産省は、豚コレラの発生に伴い、養豚農家等の皆様を支援するための支援対策を講じています。

発生農家に対する支援**1. 犀処分家畜等に対する手当金(PDF: 102KB)**

患畜: 家畜の評価額の1/3

疑似患畜: 家畜の評価額の4/5

2. 犀処分家畜等に対する特別手当金(PDF: 102KB)

患畜: 家畜の評価額の2/3

疑似患畜: 家畜の評価額の1/5

3. 死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金(1/2)(PDF: 102KB)

(通常、都道府県が焼埋却を実施。国1/2、県負担分は特別交付税措置)

4. 経営支援互助金(全体版)(PDF: 3,442KB) (分割: 1/2(PDF: 1,859KB) 2/2(PDF: 1,888KB))

生産者自らが積立を行い、国((独)農畜産業振興機構)が1:1で助成。

経営を再開する場合に経営支援互助金を交付。

担当: 消費・安全局動物衛生課

5. 経営再開に必要な資金の融通**a. 家畜疾病経営維持資金のうち経営再開資金(PDF: 243KB)**

貸付対象: 飼料費、家畜購入費、雇用労賃などの経費

貸付限度額: 個人2千万円、法人8千万円

貸付利率: 0.85% (平成30年8月20日現在)

b. 農林漁業セーフティネット資金(PDF: 212KB)

貸付対象: 経営の維持安定に必要な資金

貸付限度額: 経営費の3ヶ月分又は600万円

貸付利率: 0.25% (平成30年8月20日現在)

担当: 生産局畜産部畜産企画課ほか

移動制限・搬出制限区域内の農家に対する支援

1. 移動制限等に伴う売上減少額、飼料費、保管費、輸送費等の増加額を国（1／2）と都道府県（1／2）で全額助成(PDF : 102KB)

担当：消費・安全局動物衛生課

2. 経営継続に必要な資金の融通

- a. 家畜疾病経営維持資金のうち経営継続資金（搬出制限区域内）(PDF : 243KB)

貸付対象：飼料費、家畜購入費、雇用労賃などの経費

貸付限度額：1.3万円／肥育豚・頭、2.6万円／繁殖豚・頭

貸付利率：0.85%（平成30年8月20日現在）

- b. 農林漁業セーフティネット資金(PDF : 212KB)

貸付対象：経営の維持安定に必要な資金

貸付限度額：経営費の3ヶ月分又は600万円

貸付利率：0.25%（平成30年8月20日現在）

○ 担当：生産局畜産部畜産企画課ほか

移動制限区域外（全国）の農家に対する支援

1. 経営維持等に必要な資金の融通

- a. 農林漁業セーフティネット資金(PDF : 212KB)

貸付対象：経営の維持安定に必要な資金

貸付限度額：経営費の3ヶ月分又は600万円

貸付利率：0.25%（平成30年8月20日現在）

○ 担当：経営局金融調整課

その他

1. 各種通知等

豚コレラに関する正しい知識の普及等について

[豚コレラに関する正しい知識の普及等について\(PDF : 118KB\)](#)

出荷等に影響を受ける養豚農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について

飼料配送に当たっての防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払猶予について

[出荷等に影響を受ける養豚農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について\(PDF : 122KB\)](#)

[飼料配送に当たっての防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払猶予について\(PDF : 215KB\)](#)

○ 担当：生産局畜産部畜産企画課ほか

2. 養豚農家の方が利用できる負債整理資金対策について

○ 担当：経営局金融調整課

参考：他省庁関係**1. 雇用調整助成金【厚生労働省】** (厚生労働省ホームページ)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀くなれた事業者が雇用を維持するため、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る手当相当額(8,250円／日)等を一部助成

参考：豚コレラに対する経営支援対策総括表(PDF : 582KB)

お問い合わせ先**消費・安全局動物衛生課**

担当者：保健衛生班（川田、村瀬）
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292
FAX：03-3502-3385

生産局畜産部畜産企画課畜産総合推進室

担当者：金融税制班（加茂前、垣内）
代表：03-3502-8111（内線4893）
ダイヤルイン：03-3501-1083

経営局金融調整課

担当者：経営・災害金融G（橋本、山本）
代表：03-3502-8111（内線5240）
ダイヤルイン：03-6744-2165

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ**農林水産省**

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

豚コレラ拡大防止に対する対策について

平成31年2月12日
農林水産省消費・安全局、農村振興局

1. わな等の設置支援 【消費・安全対策交付金 1,000万円の追加】

岐阜県及び愛知県のいのしし捕獲計画の増加に伴う検査挂かり増し経費等を措置

岐阜県及び愛知県に計 1,000万円を追加配分

2. 野生いのししの捕獲活動等の支援 【鳥獣被害防止総合対策交付金 2,000万円の追加】

岐阜県には既に 2,300万円を交付しているが、2,000万円を追加配分予定

※ 豚コレラ発生県における交付限度額を撤廃。なお、既に愛知県には 2,000万円を追加配分予定であり、長野県、滋賀県、大阪府は従来の交付限度額の範囲内で対応可能

3. 防護柵の設置支援 【鳥獣被害防止総合対策交付金 1.8億円（追加なし）】

岐阜県に 1.2億円、愛知県に 0.6億円を配分予定（2月6日以降に着工する経費の支援）

今後、追加要望があれば対応

4. 監視対象農場の出荷制限に係る減収対策 【家畜伝染病予防費負担金 2,000万円】

豚コレラ発生農場と交差汚染の可能性がある全国の農場及び発生農場の周囲で移動制限をかけた農場に対し、移動制限期間の飼料費等の增加分、売り上げの減少分を補填

プレスリリース

平成31年2月22日
農林水産省

野生いのししにおける豚コレラ拡大防止対策の決定について

岐阜県及び愛知県で発生している豚コレラに対する防疫対策を検討するため、農林水産省は本日、「農林水産省豚コレラ防疫対策本部」を開催し、野生いのししにおける豚コレラ拡大防止対策を決定しました。

1. 野生いのししにおける豚コレラ拡大防止対策

今般、野生いのしし等における豚コレラの発生状況に鑑み、野生いのししを介した豚コレラウイルスの拡散防止対策を講じる必要があることから、我が国初めての取組として、野生いのししに対する経口（餌）ワクチンを、豚コレラに感染したいのししが確認された地域に限定して散布することとします。

2. その他

- (1) 豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することができないよう、御協力をお願いいたします。

<添付資料>
野生いのししに対するワクチンの散布について

【お問合せ先】
消費・安全局動物衛生課
担当者：山野、西尾
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

写

30消安第5445号
平成31年2月14日

愛知県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚コレラに係る防疫措置の実施について

平成31年2月13日及び14日に愛知県田原市の養豚団地で豚コレラが確認されました。

貴県も参加した国の拡大豚コレラ疫学調査チームによる現地調査の結果、事務所、たい肥場、死体を保管する冷蔵庫、車両等が共同で利用されていることが確認されました。

同養豚団地は、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針第5の2(2)②または③に該当し、既に、養豚団地内の2農場で発生していることから、共同の施設や車両等の利用を介して他の農場にウイルスが侵入している可能性が極めて高いと判断されるとの、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚疾病等小委員会の意見を踏まえ、下記の通りの整理とさせていただきますので、防疫措置の迅速な実施に遺漏なきようお願い申し上げます。

記

養豚団地内の各養豚場で飼養するすべての豚を豚コレラの疑似患畜として措置を講じること

養豚団地全体で防疫措置を講じることについての農林水産省の見解

1 14日に疑似患畜が確定した養豚場については、13日に疑似患畜が確認された農場と同じ養豚団地内に所在し、国の拡大疫学調査チームによる現地調査の結果、事務所、たい肥場、死体を保管する冷蔵庫、車両等が共同で利用されていることが確認され、実質的に同一の管理者により飼養衛生管理が行われている状態に相当すると解される。

2 豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）の第5（病性等の判定）においては、「発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等」については、疑似患畜と判定するとされている。

3 このため、この養豚団地内においては、共同の施設や車両等の利用を介して他の農場にウイルスが侵入する可能性が高いと判断されることから、牛豚等疾病小委員会に意見照会し、当該団地内の養豚場で飼養するすべての豚を疑似患畜として殺処分等の防疫措置を講じることが適当であると判断した。

〔今般の検査においては、検査で陰性となった農場もあるが、ウイルスの感染初期には検査で陽性とならない場合もある。〕

4 なお、この追加的な防疫措置によって殺処分された豚については、家畜伝染病予防法に基づき、評価額の100%の手当金が支払われこととなる。

防 疫 方 針

| 月日 | 2月14日 | 2月15日 | 2月16日 | 2月17日 | 2月18日 | 2月19日 | 2月20日 | 2月21日 | 2月22日 | 3月20日 |
|------|-----------|-------------|--------------------------------|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 発生農場 | | | | | | | | | | |
| | 殺処分 | | | | | | | | | |
| | | 埋却 | | | | | | | | |
| | | | 防 疫 振 置 完 了 | | | | | | | |
| | | | | 汚 染 物 品 处 理 ・ 消 毒 | | | | | | |
| | P C R 検 査 | | | | | | | | | |
| | | 豚 コ リ ハ 確 定 | | | | | | | | |
| 周辺農場 | | | | | | | | | | |
| | | | 消 毒 ポ イ ン ト 移 動 制 限 区 域 (3km) | 防 疫 振 置 完 了 後 28 日 間 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | 消 毒 ポ イ ン ト 搬 出 制 限 区 域 (10km) | 防 疫 振 置 完 了 後 17 日 間 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

* 農林水産省の方針に基づいて実施する防護措置については、獣医師及び
動員の確保状況を踏まえ、幹事会において決定する。

平成30年度2月補正予算 参考資料

豚コレラ発生農場等への「つなぎ融資」を促進します

債務負担行為 1,181,700千円

| | | | | |
|------------|---------------|---|------|---|
| と | り | ま | と | め |
| 農林水産部農業経営課 | 農業金融・経営支援グループ | | | |
| 内線 | 3673 | ・ | 3670 | |
| (タ・イヤ)イソ) | 052-954-6413 | | | |

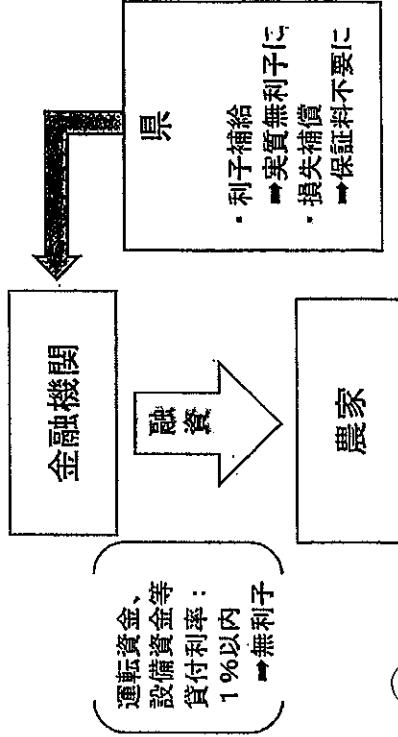
豊田市及び田原市で発生した豚コレラの緊急対策として、発生農場及び制限区域内農場等が、国からの手当金等の支払いがなされる前であっても、速やかな経営再建に向けた必要となる資金を直ちに確保できるよう、金融機関が農家に貸し付ける資金に対して利子補償を行うとともに、損失補償を行うことにより発生農家等を支援します。

1 豚コレラ緊急対策資金利子補給補助金 債務負担行為 11,700千円

農家が負担する利子を無利子化するため、金融機関が発生農家等に対し貸し付けた資金にかかる利子について、県が金融機関に対し利息補給を行います。

2 豚コレラ緊急対策資金貸付金損失補償 債務負担行為 1,170,000千円

農家が負担する保証料を不要とするため、金融機関が、国からの手当金等見込額を上限に発生農家等に対し貸し付けた資金に対して、融資額(11.7億円)を限度に県が損失補償を行います。



【30年度既決予算を活用して実施している豚コレラ対策】

- 発生農場等における殺処分及び防疫措置 24,556頭
- 民間及び県有の養豚農場周辺の防護柵等の設置 36農場
- 野生イノシシの移動を防ぐ山塊柵の設置、一斉捕獲の実施

農政をめぐる情勢

平成31年2月25日

280部

編集・発行
・印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944
(ファクシミリ 052 (957) 1941)

